

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-3' レス竹和式番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



●確定申告指導会のご案内 (1月後半予定～3月16日)

確定申告期の1回の指導時間は50分です。

※マイナンバーカードをお持ちの方のe-Tax送信受付⇒⇒会計ソフトBR-Aは1月23日(金)から予定
青色申告会指導システムは2月2日(月)から予定

- 令和8年1月からの各指導会では来所順となります。（例年行っている記帳確認指導会+決算準備指導会に参加し準備完了者となった「確定申告指導優先予約」の場合は除く）
- ご来所の前に下書き用決算書へあらかじめご記入をお願いいたします。
- お一人様の面談指導時間は50分以内とさせていただきます。必要資料等、事前準備の上ご来所ください。時間内で終えることが出来なかった場合は別日に再度ご来所をお願いします。
- 確定申告指導会では記帳指導（帳簿の記帳方法や確認等）は行いません。
- 確定申告期間中は会場での確定申告指導を優先するため消費税インボイスの登録申請書の相談・受付はいたしません。併せて電話での申告相談もご遠慮願います。
- 確定申告ではマイナンバーの入力又は記入が必要です。納税者本人をはじめ青色専従者や配偶者及び扶養親族の番号をご準備ください。マイナンバーカードによるe-Tax送信以外の場合や書面提出の場合は番号確認書類及び身元確認書類の写しの添付が必要となります。
- インボイス発行事業者の登録を受けた方は指導会来所時に「適格請求書発行事業者の登録通知書（コピーでも可）」をご持参ください。
- 消費税の申告指導につきましては、一人当たりのお時間がかかることが予測されるため、消費税の指導につきましては、令和8年3月17日(火)～31日(火)の間に再度ご来所いただきますようご協力お願いいたします。
- お一人お一人の滞在時間を少しでも短くするために確定申告指導会での職員の指名はご遠慮願います。
- 近隣のご迷惑となりますので早朝からのお並びはご遠慮願います。
- 待合スペースに限りがあるため、混雑した場合は、会場からの外出にご協力を願いいたします。
- また、感染症対策のため、なるべくお一人でのご来所をお願いします。

確定申告期の相談受付時間は

事務局： 月曜日～金曜日 9:00～16:00
※祝日はお休みです
港北出張所： 月曜日・木曜日 10:00～14:00

※受付人数が多数の場合、時間内でも受付終了となる場合がございます。

土曜日指導会(予約制)のご案内 (令和8年2月7日～3月14日まで) お一人様50分です。

ご予約は令和8年1月5日(月)より受付を開始いたします。

TEL 045-577-0615

●お願い

当会は駐車場・駐輪場がございません。また当会事務局のマンション内駐車・駐輪場及び歩道は駐車・駐輪禁止となっております。お車や自転車でお越しの場合は近隣の有料コインパーキング、駅前の有料駐輪場等をご利用ください。

納税表彰式



また、去る11月26日（水）神奈川区役所5階特別会議室にて令和7年度横浜市納税奨励表彰神奈川区長表彰式が行われ、この度当会會田枝美女性部長が受彰されました。

ア21において神奈川税務署並びに関係民間団体による令和7年度の納税表彰式が挙行されました。

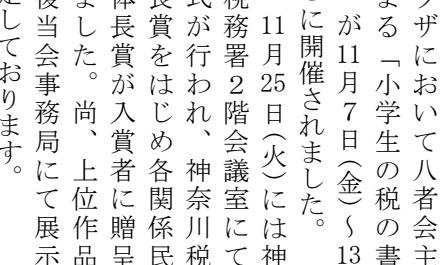


青年部 稅務研修会・異業種交流会開催

青年部主催税務研修会と異業種交流会が開催されました。当日は神奈川税務署菅上席講師による「令和7年度税制改正」をテーマに基礎控除や給与所得控除の見直しなどを学びました。研修後は異業種交流会を行ない親睦を深めました。

小学生の税の書道展表彰式開催

神奈川区長表彰
(女性部部長)
會田枝美



所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要があります。医療費の領収書を提出することはできませんのでご注意ください。

なお、医療費の領収書は確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

また、医療保険者が被保険者に交付するもので①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称の6項目が記載されている「医療費通知」を確定申告書の添付書類として使用することができます。

医療費控除を受ける方はご注意！

青色申告決算書作成のチェックポイント（不動産所得編）

令和7年分の青色申告決算書は昨年と様式は変わりません。

1面

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)				F A 3 2 0
住 所	○○市△△町×-××-×	アリヤ 氏名	ヨカギタロウ 國税太郎	申告用 所在通 姓 名 (氏名)
職 業	不動産賃貸業			電 話 番 号 ××-XXXX-XXXX

● 経費

- ・固定資産税、消費税や事業税の計上漏れはありませんか？（自己の居住用部分等、貸付用以外の部分の固定資産税は計上できません。）
 - ・借入金利子は貸付部分の利息だけを計上していますか？（元金は経費に計上できません。）
また所得金額の計算上生じた損失のうち、土地等の取得のための負債利子に相当する部分は生じなかったものとみなされます。
 - ・事業的規模（不動産の貸付が5棟以上又は10室以上）ではないのに専従者給与を支給していませんか？（事業的規模でない場合は、専従者給与は計上できません。）

●貸借対照表

- ・現金、普通預金、未収賃貸料、借入金、敷金・保証金は実際の残高（通帳や各帳簿、ローン返済計画表等）と合致していますか？
 - ・期末（12/31）の各勘定科目の残高がマイナスになっていますか？
 - ・青色申告特別控除前の所得金額は青色申告決算書1面の「損益計算書」の②欄の  の金額と合致していますか？

● 賃貸料

契約で年内に受け取ることになっている未収家賃の計上漏れはありませんか？

（実際に受け取っていなくてもその年の賃料収入に計上します。）

●礼金・権利金・更新料

不動産会社に支払われる手数料が更新料や礼金などに相殺されて入金されている場合、相殺前の金額を記入していますか？

● その他の収入

預り敷金のうち返還不要になった部分はその他の収入に計上していますか？

● 減佢償却費

- ・修繕のうち使用可能期間を延長させる又は資産価値を増加させる工事（20万円以上のもの）をしましたか？ 資産価値を増加させる工事は資本的支出となり新たな減価償却資産の取得として減価償却することになります。（資産の通常の維持管理または原状復帰の場合は修繕費になります。）
 - ・少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用（取得価額10万円以上30万円未満の場合）や一括償却資産（取得価額10万円以上20万円未満の場合）を選択することができます。

貸 借 対 照 表		(資産負債調)			
		(99年7年12月31日現在)			
資 産 の 部	負 債 ・ 資 本 の 部	資 産 の 部	負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	1月 1日 (期初)	12月 31日 (期末)	科 目	1月 1日 (期初)	12月 31日 (期末)
現 金	150,000	250,000	借入金	25,000,000	110,000,000
預 金	1,272,000	1,483,000	未払金		
預 金	9,000,000	7,000,000	保証金・敷金	1,090,000	300,000
その他の預金					
受取手形					
未収賃料	65,000	—			
未 収 金					
有価証券					
前払金					
貸付金					
建物	11,826,780	75,029,740			
建物附属設備	88,883	75,918			
機器物	20,000	15,000			
在庫					
工具器具備品	—	120,000			
土地	5,500,000	24,500,000			
借入権					
公共設置負担金					
			事業主借入金	911,172	
			元入金	1,832,263	1,832,263
事業主貸		10,051,500	前払費用負担金		
合 计	27,922,263	117,525,158	合 计	27,922,263	117,525,158



(価格300円) は是非ご活用ください。「青色申告会員必携」のお求めは当会事務局にてお願いいたします。

「青色申告会員必携」は、青色申告をおこなう個人事業者向けの税務情報を掲載した青色申告会員用の税務ハンドブックです。令和7年分から適用される主な税制改正項目、新様式の所得税及び復興特別所得税の確定申告書などを掲載しております。本年分の特集には、令和7年分の確定申告より下田公会堂での特別相談会は行わないことといったしました。誠に恐れ入りますが、本部事務局または港北出張所をご利用いただきますようお願いいたします。

「青色申告会員必携」を販売します

去る11月6日浜離宮朝日ホールにて東京国税局長納税表彰式が行われ、この度当会伊藤公勝会長が東京国税局長表彰を受彰されました。また同日神奈川県庁本庁舎において神奈川県知事表彰を受彰されました。



伊藤公勝 会長
東京国税局長表彰
神奈川県知事表彰を受彰

令和8年1月21日(水) 職員研修のため終日休業
皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

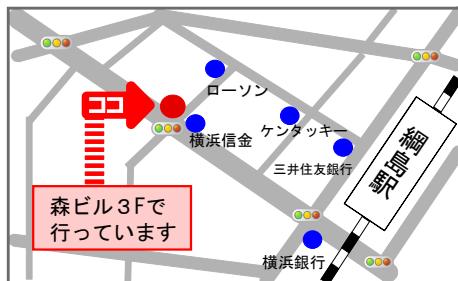
事務局休業のお知らせ

令和7年分の確定申告より下田公会堂での特別相談会は行わないことといったしました。誠に恐れ入りますが、本部事務局または港北出張所をご利用いただきますようお願いいたします。

●相談会場のお知らせ

港北出張所開設日
12月から3月は毎週月曜日と木曜日開設いたします。
(祝日・年末年始を除く)

- 日 程 令和8年
- 1月 5日(月)・8日(木)・15日(木)・19日(月)
22日(木)・26日(月)・29日(木)
- 2月 2日(月)・5日(木)・9日(月)・12日(木)
16日(月)・19日(木)・26日(木)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 電話番号 070-5593-2028
(開設日以外はつながりません)



●電子申告e-Tax(イータックス)ご利用の会員の皆様へ

当会の確定申告指導会場(事務局)にて、税理士による電子申告e-Tax(イータックス)代理送信をご利用された方に「確定申告のお知らせ」ハガキまたは通知書が税務署から1月後半に届きます。

お手元に届いた方は

確定申告にご来局の際に必ずお持ちください。

※封書で納付書が届いた方には、「確定申告のお知らせ」が同封されています。



※ご自身のマイナンバーカード(電子証明書)を利用して当会またはご自宅にて、電子申告e-Tax(イータックス)で送信された方には「確定申告のお知らせ」は届きません。ご自身のマイナンバーカード(電子証明書)を利用してことで、従来通り当会またはご自宅のパソコンを通じメッセージボックスにて「確定申告のお知らせ」を閲覧することができます。